

合意書

株式会社ワイヤレスゲート（以下、甲という）と、適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者機構日本（以下、乙という）は、下記事項につき合意する。

記

第1条 甲は、2017年11月1日以降、甲の使用する「ワイヤレス ブロードバンド サービス利用規約」より、クレジットカード決済ができなかったことにより無催告で契約を解除できる趣旨の条項を削除し、今後、同趣旨の意思表示を行わないこと。

第2条 甲は、2017年11月1日以降、消費者と契約するに際し、甲の使用する「ワイヤレス ブロードバンド サービス利用規約」より、甲の責めに帰すべき事由があるにもかかわらず顧客に生じた損害への賠償を全部免責する条項、及び甲に故意又は重大な過失がある場合であっても損害賠償額の制限を定める条項を削除し、今後、消費者との契約においては同趣旨の意思表示を行わないこと。

第3条 甲は、自らの従業員等に対し、従業員等が前掲第1条及び第2条の趣旨に沿った業務を行うよう、適切な研修、指導を行うなど、必要な措置をとるものとする。

第4条 甲が前掲第1条及び第2条に違背したことが判明した場合は、甲及び乙は次の処置をとるものとする。


- (1) 再発防止のため、甲は違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。
- (2) 乙は甲の違背行為について、乙のウェブサイトに掲載して公表する。
- (3) 甲及び乙は、必要に応じ、再発防止に向けて協議を行い、双方合意の上、新たな合意書を締結する場合がある。


第5条 乙が本合意書の履行内容を確認するために、甲に対してその確認のための協力を求めたときには、甲は必要な協力を行うものとする。

第6条 甲及び乙は、本合意書に記載した以外、何らの事項についても合意していないことを確認する。

甲及び乙は、本合意書面を2通作成のうえ、各書面に記名・押印のうえ、各自がそれぞれ一通を保管する。

2017年10月18日

甲) 東京都品川区東品川二丁目2番20号
株式会社ワイレスゲート
代表取締役CEO 池田 武 

乙) 東京都千代田区六番町15プラザエフ6階
適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本 
代表理事 理事長 和田 寿昭 